

大阪府青少年健全育成条例

昭和五十九年三月二十八日
大阪府条例第四号

改正

昭和五十九年十二月二十二日 大阪府条例第五十七号
平成 三年十二月二十 日 大阪府条例第四十二号
平成 十二年 三月三十一日 大阪府条例第五十四号
平成 十五年 三月二十五日 大阪府条例第十八号
平成 十六年 三月 三十日 大阪府条例第二十六号
平成 十七年 十月二十八日 大阪府条例第一百号

目次

前文

第一章 総則（第一条 - 第九条）
第二章 社会環境整備のための営業の規制等
第一節 営業に関する自主規制（第十条 - 第十二条）
第二節 有害な図書類等の販売等の禁止等（第十三条 - 第二十一条）
第三節 有害広告物に対する措置命令（第二十二条）
第四節 古物の買受け等の禁止（第二十三条）
第五節 夜間立入り制限等（第二十四条・第二十五条）
第六節 インターネット利用環境の整備（第二十六条・第二十七条）
第三章 青少年の健全な成長を阻害する行為の禁止（第二十八条 - 第三十二条）
第四章 雑則（第三十三条 - 第三十八条）
第五章 罰則（第三十九条 - 第四十五条）
附則

青少年が健やかに育つことは、府民すべての願いである。われわれは、青少年自らが、たくましい自立の力、やさしい心、豊かな創造性を身につけて、互いに助けあい、社会の発展と人類の幸福に貢献する人間に成長することを心から希望し、期待する。
同時に、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中で、彼らをささえ、みちびくことは、社会全体の責務であることを改めて自覚するものである。
われわれは、大阪の誇る自由と進取の伝統を大切にしつつ、府民のすべてが、それぞれの立場で心身ともに健やかな青少年を育成することに努力したい。
ここに新たな決意をもって、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにするとともに、府の基本施策を定めてこれを推進し、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 青少年は、社会の一員として尊重され、かつ、良好な環境の中で心身ともに健全に成長するよう家庭、学校、地域社会その他あらゆる生活の場において配慮されなければならない。

（定義）

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 青少年十八歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。

二 図書類 書籍、雑誌、絵画及び写真並びにレコード、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、コンパクトディスク、デジタルバーサタイルディスク、映画フィルム、スライドその他これらに類するものをいう。

三 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。

四 がん具類 がん具及びこれに類するものをいう。

五 広告物 公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものをいう。

六 飲食店営業 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に掲げる飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業及び同条第二号に掲げる喫茶店営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる営業を除く。）をいう。

（府の責務）

第四条 府は、青少年の自主性を尊重し、及び市町村と連絡調整を緊密に行いつつ、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 府は、前項の施策の実施に当たっては、保護者（親権を行う者、未成年後見人及び児童福祉施設の長その他の者で青少年を現に監督保護するものをいう。以下同じ。）、地域住民、学校並びに青少年の健全な育成に関する活動を行う者及び団体と連携及び協力を行うものとする。

(営業を営む者の責務)

第五条 物品の製造又は販売を業とする者、役務の提供を業とする者その他の営業を営む者は、その営業について、社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第六条 保護者は、青少年の規範意識、公共心及び自らと他者を大切にすることを醸成する等により、青少年を健全に育成することがその本来果たすべき責務であり、自らが青少年の模範となって行動すべきことを自覚し、愛情ある環境の中で青少年を保護し、及び教育するよう努めなければならない。

2 青少年の健全な育成に関する活動を行う者は、自らが青少年の模範となって行動すべきことを自覚し、その活動を通じて青少年の健やかな成長にふさわしい環境をつくることに努めるとともに、青少年の健全な育成に努めなければならない。

(府民の責務)

第七条 府民は、深い理解と関心をもって青少年の健全な育成に努めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある社会環境及び行為から青少年を保護するよう努めなければならない。

(府の基本施策等)

第八条 府は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- 一 青少年が互いに友情や連帯を深めるようスポーツ、文化及び社会参加の活動を促すこと。
- 二 青少年が諸外国の青少年と友好を深め、その視野を広げるよう国際交流を盛んにすること。
- 三 青少年が健やかに育つよう心の通った地域社会づくりを進めること。
- 四 青少年が愛情をもってはぐくまれ、豊かな心を養うようあたたかな家庭づくりを助けること。
- 五 青少年が自然と親しむ場や身近に集う場を整備し、その活用を図ること。
- 六 青少年が情報社会において自律性や自主性をもって対応できるようにするための取組を推し進めること。
- 七 青少年の健やかな成長にふさわしい環境をつくり、青少年の非行を未然に防ぐための活動を推し進めること。
- 八 青少年の規範意識を醸成するための取組を推し進めること。

2 知事は、前項の施策の実施についての総合的な計画を策定しなければならない。

(適用上の注意)

第九条 この条例は、府民の自主的な活動を尊重しつつ青少年の健全な育成を図ろうとするものであって、これを濫用し、表現の自由その他この条例の規定の適用を受ける者の自由と権利を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第二章 社会環境整備のための営業の規制等

(中略)

第六節 インターネット利用環境の整備

(インターネット上の情報に係る努力義務)

第二十六条 端末装置を青少年に利用させるために設置する施設の管理者その他端末装置を公衆の利用に供する者は、当該端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある情報(以下「有害情報」という。)の視聴を防止するよう努めなければならない。

2 端末装置の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、視聴し、又は聴取することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

3 保護者は、端末装置を青少年に利用させるに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報の視聴を防止するよう努めなければならない。

4 保護者は、自らがインターネット上の情報の特質について理解し、青少年が有効にインターネットを利用するために、有害情報についての適切な判断能力を発達段階に応じて身に付けさせるよう努めなければならない。

(助言及び周知)

第二十七条 府は、前条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく取組についての必要な助言を行い、並びに同条第1項及び第3項に規定する方法の周知に努めるものとする。

(以下略)